

(公社)大阪府栄養士会と災害時における 栄養・食生活支援に関する協定を締結しました

堺市では、(公社)大阪府栄養士会と災害時における栄養・食生活支援に関する協定を締結しました。

本協定により、本市で地震や風水害などの大規模災害が発生した場合に、避難者への個別栄養・食生活相談や、食事制限等のある被災者（食の要配慮者）に必要な食料供給支援等の強化を図ります。

1 協定の名称

栄養・食生活支援に関する堺市と公益社団法人大阪府栄養士会との協定

2 協定締結先

公益社団法人 大阪府栄養士会（大阪市中央区大手前1丁目6番8号光養ビル8階）

会長 藤原 政嘉 様

3 協定の主な内容

- (1) 避難者への個別栄養・食生活相談
- (2) 避難所での食事状況調査や衛生及び栄養・食生活に関する啓発活動
- (3) 食事制限等のある被災者（食の要配慮者）に必要な食料供給支援

4 協定締結日

令和4年12月27日（火）

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課: 危機管理室 防災課
電 話: 072-228-7605
ファックス: 072-222-7339

災害時における栄養・食生活支援に関する
堺市と公益社団法人大阪府栄養士会との協定書

堺市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府栄養士会（以下「乙」という。）は、災害時における栄養・食生活支援活動（以下「支援活動」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、堺市地域防災計画に基づき、甲が行う支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲が行う支援活動に必要があると認める場合は、乙に対し、管理栄養士・栄養士（以下「管理栄養士等」という。）の派遣について、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等による要請ができるとともに、後日要請書を提出するものとする。

- （1）活動内容
- （2）活動場所
- （3）活動期間

- 2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、可能な限りこれに協力し、管理栄養士等を派遣するものとする。
- 3 協力の実施期間については、協力要請時に甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援活動）

第3条 派遣された管理栄養士等が行う支援活動は、次のとおりとする。

- （1）避難者への個別栄養・食生活相談
- （2）避難所での食事状況調査や衛生及び栄養・食生活に関する啓発活動
- （3）食事制限等のある被災者（食の要配慮者）に必要な食料供給支援
- （4）その他必要な事項

- 2 前項の連携及び実施方法等具体的な事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 管理栄養士等は、第2条の要請を受けて活動するときは、甲が指定した者の指示に従うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務終了後、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が健康維持活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 管理栄養士等の派遣に要する費用
- (2) 管理栄養士等が携行した特殊栄養食品等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、本協定の実施のために要したもの

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第3条の支援活動より知り得た相手方が保有する個人情報等、秘密情報を相手方の事前の了承を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、個人情報保護条例等法令による場合は、この限りではない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(災害の補償)

第7条 本協定に基づき実施した協力に伴って、管理栄養士等に生じた損害は、乙の責任において補償するものとする。ただし、甲による故意又は重大な過失によって生じた損害については、甲の責任において補償するものとする。

(体制の整備)

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制の整備と甲との連携体制の強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては堺市危機管理室防災課長、乙においては公益社団法人大阪府栄養士会会長とする。

(紛争処理)

第10条 本協定に基づく業務において紛争が生じたときは、甲は、速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ紛争解決に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、協定期間は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第12条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の解決)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺 市
堺市長 永 藤 英 機

乙 大阪府中央区大手前1丁目6番8号光養ビル8階
公益社団法人大阪府栄養士会
会 長 藤 原 政 嘉

様式第1（第2条関係）

第 号
年 月 日

公益社団法人大阪府栄養士会会長 様

堺 市 長 印

要 請 書

災害時における栄養・食生活支援に関する堺市と公益社団法人大阪府栄養士会との協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

1 活動内容

2 活動場所

3 活動期間